

# 市 民 環 境

戸籍・住民登録等	-----	182
国民健康保険	-----	184
後期高齢者医療保険	-----	185
国民年金	-----	186
在日外国人老齢・障害福祉金支給制度	-----	188
医療費助成等	-----	189
人権施策の推進	-----	191
多文化共生社会の推進	-----	193
生活環境	-----	195
清 掃	-----	201
清掃センター	-----	208



# 戸籍・住民登録等

## 1. 人口・世帯数・戸籍数

年	人口			世帯数 (世帯)	住民基本台帳				戸籍	
	男 (人)	女 (人)	計 (人)		日本人住民		外国人住民		戸籍数 (戸籍)	人口 (人)
					人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)		
28	55,581	57,043	112,624	46,098	110,457	44,443	2,167	1,655	45,790	115,228
29	55,697	56,963	112,660	46,539	110,391	44,807	2,269	1,732	45,797	115,003
30	55,818	56,719	112,537	47,105	110,258	45,741	2,279	1,364	45,776	114,699

(各年とも3月31日現在)

### [外国人住民別人口]

(単位：人)

年	ブラジル	中国	フィリピン	韓国	ベトナム	米国	ペルー	朝鮮	その他	合計
28	462	531	392	200	271	64	36	22	189	2,167
29	462	547	401	201	314	73	37	22	212	2,269
30	440	564	389	197	349	66	36	21	217	2,279

(各年とも3月31日現在)

## 2. 各種証明書等交付

### [戸籍関係]

年度	戸籍謄・抄本		除籍・原戸籍謄・抄本		戸籍・除籍記載事項証明		受理証明		届書記載事項証明		合計	
	件	通	件	通	件	通	件	通	件	通	件	通
27	18,399	21,009	10,932	15,339	2	2	225	293	141	175	29,699	36,818
28	16,737	19,093	9,916	14,178	1	1	223	314	118	142	26,995	33,728
29	17,166	19,429	9,882	13,987	2	2	249	350	117	147	27,416	33,915

### [住民登録関係]

年度	住民票		住民票記載事項証明		閲覧	戸籍附票		合計 (閲覧を除く)	
	件	通	件	通	件	件	通	件	通
27	45,037	53,516	5,151	5,312	10,611	5,158	6,024	55,346	64,852
28	43,484	51,283	5,094	5,273	16,334	4,729	5,441	53,307	61,997
29	44,515	52,753	4,163	4,302	10,448	5,119	5,631	53,797	62,686

### [行政証明関係]

年度	印鑑証明		身分証明		その他		合計	
	件	通	件	通	件	通	件	通
27	24,478	37,201	763	817	218	225	25,459	38,243
28	24,791	37,518	923	981	230	241	25,944	38,740
29	24,689	36,881	848	894	287	586	25,824	38,361

([その他]には、不在住・不在籍証明等を含む。)

### 3. 印鑑登録

(単位：件)

年度	印鑑登録件数 (再交付・引替交付を含む)
27	3,794
28	3,763
29	3,661

### 4. 届出数

#### [戸籍関係]

(単位：件)

年度	出生	養子縁組 離縁	婚姻	離婚	死亡	入籍	転籍	その他	計
27	1,416	159	1,253	339	1,326	308	551	388	5,740
28	1,382	154	1,280	312	1,332	221	535	364	5,580
29	1,316	123	1,171	286	1,316	254	550	342	5,358

#### [住民登録関係]

(単位：件)

年度	転入	転居	転出	世帯変更	出生・死亡	その他	合計
27	3,429	2,206	4,671	1,127	2,005	9,028	22,466
28	4,417	1,990	4,197	1,008	2,045	6,013	19,670
29	4,470	2,023	4,219	996	1,905	6,712	20,325

#### [個人番号制度関係]

(単位：件)

年度	通知カード交付		個人番号カード交付		電子証明書交付	
	有料	無料	有料	無料	有料	無料
27	163	496	0	1,537	0	1,476
28	597	8	20	8,445	20	8,422
29	640	1	27	2,349	27	2,500

### 5. その他

(単位：件)

年度	住居表示件数 (住居番号設定件数)	埋火葬 (死産を含む)・改葬許可件数			自動車臨時運行 許可件数
		火葬	埋葬	改葬	
27	45	1,044	0	22	498
28	46	1,051	0	19	454
29	40	1,025	0	25	401

# 国民健康保険

## 1. 被保険者数

(平成 29 年度)

項目	前年度末	本年度末	年間平均
被保険者世帯数	14,361 世帯	13,969 世帯	14,235 世帯
被保険者総数	23,735 人	22,693 人	23,335 人
一般被保険者	23,331 人	22,535 人	23,048 人
退職被保険者	404 人	158 人	287 人
介護2号被保険者数	7,317 人	6,920 人	7,221 人
前期高齢者数 (65歳～74歳)	9,862 人	9,810 人	9,895 人

## 2. 保険料率

料率	区分	所得割		均等割		平等割	
	年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度
	医療保険分	7.20%	7.13%	27,300 円	26,300 円	20,600 円	19,000 円
	後期高齢者支援分	2.45%	2.47%	8,900 円	9,100 円	6,500 円	6,600 円
	介護保険分	2.10%	2.10%	9,700 円	9,700 円	5,100 円	5,100 円

## 3. 保険料の最高、最低および平均額

(平成 29 年度)

区分	世帯最高	世帯最低	世帯平均	1人平均
医療保険分	年額 540,000 円	年額 14,370 円	年額 88,739 円	年額 56,646 円
後期高齢者支援分	年額 190,000 円	年額 4,620 円	年額 29,629 円	年額 18,914 円
介護保険分	年額 160,000 円	年額 4,440 円	年額 23,693 円	年額 20,108 円

## 4. 給付状況

	1件当たり医療費		1人当たり医療費		1件当たり高額療養費支給額	
25年度	一般	19,830 円	302,883 円		67,001 円	
	退職	20,742 円	359,674 円		94,731 円	
26年度	一般	19,657 円	306,321 円		62,734 円	
	退職	21,256 円	384,547 円		117,345 円	
27年度	一般	20,450 円	327,239 円		62,087 円	
	退職	22,069 円	405,044 円		110,416 円	
28年度	一般	19,765 円	318,824 円		60,251 円	
	退職	21,068 円	383,060 円		97,848 円	
29年度	一般	20,370 円	334,895 円		59,388 円	
	退職	23,148 円	451,100 円		96,291 円	

※ 1件当たり医療費とは、当該年度の医療費を診療件数で除したものの。

## 5. その他の保険給付

	出産育児一時金			葬祭費		
	給付額	件数	金額	給付額	件数	金額
25年度	420,000 円	134 件	55,932,227 円	50,000 円	153 件	7,650,000 円
26年度	420,000 円	125 件	52,045,984 円	50,000 円	143 件	7,150,000 円
27年度	420,000 円	109 件	45,834,923 円	50,000 円	159 件	7,950,000 円
28年度	420,000 円	103 件	42,788,670 円	50,000 円	114 件	5,700,000 円

29年度	420,000円	101件	41,535,230円	50,000円	104件	5,200,000円
------	----------	------	-------------	---------	------	------------

- ※ 出産育児一時金は、平成27年1月から390,000円が404,000円に引き上げられた。なお、産科医療補償制度に加入している分娩機関で出産した場合は、掛金分を含めて支給しており、平成27年1月からこの掛金が30,000円から16,000円に見直されたため、合計金額は変わらず420,000円となっている。
- ※ 平成21年度から、分娩機関への直接支払制度が始まり、上限額に達しない場合は、後日申請により本人へ差額支給を行うことから、金額に端数が生じている。

## 6. 保健事業

### ア 特定健診

年度	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	支払額(円)
28年度	15,854	5,212	32.9	35,326,206
29年度	15,545	5,551	35.7	38,485,046

※受診者数には人間ドック受診者等を含む。

### イ 人間ドック

年度	受診者数(人)	委託料(円)	1人当たりの補助割合
28年度	1,638	31,178,000	費用の2/3で2万円以内
29年度	1,548	29,595,100	費用の2/3で2万円以内

## 後期高齢者医療保険

### 1. 被保険者数 (平成29年度)

被保険者数	前年度末	本年度末
	13,309人	13,716人

### 2. 保険料率

	平成28・29年度	平成30・31年度
均等割額	45,242円	43,727円
所得割額	8.94%	8.26%
年間保険料上限額	570,000円	620,000円

### 3. 給付状況

	1件当たり医療費	1人当たり医療費	1日当たり医療費
25年度	37,281円	668,243円	14,537円
26年度	37,004円	669,492円	14,736円
27年度	37,411円	681,364円	15,086円
28年度	37,502円	681,822円	15,423円
29年度	37,970円	693,031円	15,860円

※1件当たり医療費とは、当該年度の医療費を診療件数で除したものの。

#### 4. その他の保険給付

##### 葬祭費

	単 価	件 数	金 額
25年度	50,000円	734件	36,700,000円
26年度	50,000円	720件	36,000,000円
27年度	50,000円	720件	36,000,000円
28年度	50,000円	783件	39,150,000円
29年度	50,000円	785件	39,250,000円

## 国 民 年 金

### 1. 拠出年金

#### (1) 加入状況

(平成30年3月31日)

第1号被保険者	任意加入被保険者	第3号被保険者	合 計	備 考
11,951人	121人	8,942人	21,014人 (付加年金) 594人	保険料法定免除 994人 保険料申請免除 2,093人 (全額 1,747人、3/4 165人、 半額 137人、1/4 44人) 納付猶予 479人 学生納付特例 1,742人

#### (2) 受給要件

(平成29年度)

老 齢 福 祉 年 金	大正5年4月1日以前に生まれた人が、70歳(障害者の場合は65歳)になったとき等。	年 金 額 399,300円
老 齢 年 金	大正15年4月1日以前に生まれた人で、納付要件を満たした人が65歳になったとき等。	年 金 額 5年年金 403,000円 10年年金 473,400円
通 算 老 齢 年 金	大正15年4月1日以前に生まれた人で、保険料納付期間、免除期間が1年以上あり、厚生年金、共済組合等の加入期間と国民年金の保険料を納めた期間をあわせて25年以上ある人が65歳になったとき。	年 金 額 {(2,501円×納付月数)+(2,501× 免除月数×1/3)}×0.998
障 害 年 金	障害認定日が昭和61年3月31日以前である人が、病気やけがで障害者となったとき。一定の保険料納付条件がある。	年 金 額 1級障害 974,125円 2級障害 779,300円
老 齢 基 礎 年 金	原則、保険料納付済期間および免除期間を合わせた期間が25年以上(平成29年8月からは10年以上)ある人が65歳になったとき。	年金額 779,300円 [国民年金加入期間の全期間(通常は40年)を納めた場合]
障 害 基 礎 年 金	国民年金加入期間中に初診日がある病気やけがで障害者となったとき、加入期間のうち保険料未納期間が1/3以上ないとき。	年 金 額 1級障害 974,125円 2級障害 779,300円

遺族基礎年金	国民年金加入中の人、老齢基礎年金の受給資格のある人が亡くなったときに、その人に扶養されていた子のある妻（夫）、または子がいるとき。国民年金加入中に死亡した場合は、加入期間のうち保険料未納期間が1/3以上ないとき。	年金額 子のある妻（夫） 子1人 1,003,600円 子2人 1,227,900円 子のみ 子1人 779,300円 子2人 1,003,600円
寡婦年金	夫が、老齢年金または老齢基礎年金を受けないで亡くなったとき、妻が60～65歳になるまでの間支給される。	年金額 夫が受けたであろう老齢基礎年金額の3/4
死亡一時金	3年以上保険料を納めた人が、老齢基礎年金または障害基礎年金を受けずに亡くなったとき。	一時金の額 3年以上15年未満 120,000円 15年以上20年未満 145,000円 20年以上25年未満 170,000円 25年以上30年未満 220,000円 30年以上35年未満 270,000円 35年以上 320,000円

### (3) 支給状況

区 分	27		28		29	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
老 齢 福 祉 年 金	件	円	件	円	件	円
老 齢 ・ 通 算 老 齢 年 金	3	399,700	2	0	2	0
老 齢 ・ 通 算 老 齢 年 金	1,475	533,748,900	1,246	451,549,428	1,093	395,504,393
障 害 年 金	52	44,075,200	52	43,880,625	49	41,108,075
母 子 ・ 準 母 子 年 金	0	0	0	0	0	0
寡 婦 年 金	14	6,252,400	12	5,345,516	12	5,286,458
老 齢 基 礎 年 金	24,756	17,187,097,986	25,459	17,739,220,288	26,168	18,202,783,361
障 害 基 礎 年 金	1,629	1,430,559,300	1,661	1,456,182,300	1,693	1,478,359,075
遺 族 基 礎 年 金	204	153,637,800	186	140,795,200	185	138,531,840
計	28,133	19,355,771,286	28,618	19,836,973,357	29,202	20,261,573,202

### ◎ 保 険 料

国民年金保険料	平成29年度	16,490円	
	平成30年度	16,340円	
国民年金付加保険料		400円	※いずれも月額

※日本年金機構からの資料提供により作成



# 在日外国人老齢・障害福祉金支給制度

## ○ 概 要

1982年（昭和57年）および1986年（昭和61年）の国民年金法の改正により、在日外国人の方も国民年金に加入できるようになりましたが、既に高齢であったため受給要件を満たせなかった方には、日本人に支給されていた無拠出の老齢・障害福祉年金等は支給されませんでした。このため、無年金者となっている在日外国人の高齢者・障害者の方に対して、国民年金法改正等により救済されるまでの間、彦根市独自の暫定措置として、福祉金を県の補助を受け支給するものです。

老 齢 福 祉 金	障 害 福 祉 金
<p>☆支給対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1926年（大正15年）4月1日以前に生まれた人。</li> <li>・1982年（昭和57年）1月1日以前から日本に居住し、1996年（平成8年）4月1日現在滋賀県内に外国人登録をしている人。（帰化した人を含む）</li> </ul> <p>上記いずれにも該当する人。</p>	<p>☆支給対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1962年（昭和37年）1月1日以前に生まれた人。</li> <li>・1982年（昭和57年）1月1日以前に初診日があり、障害の状態が国民年金法に定める2級以上の人。</li> <li>・1982年（昭和57年）1月1日前から日本に居住し、1996年（平成8年）4月1日現在滋賀県内に外国人登録をしている人。（帰化した人を含む）</li> </ul> <p>上記いずれにも該当する人。</p>
<p>☆支給金額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年額264千円</li> </ul>	<p>☆支給金額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年額72万円</li> </ul>
<p>☆支給状況（平成29年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受給権者 5人</li> <li>・支給対象者 4人</li> </ul> <p>（平成29年5月に死亡により1人減、平成29年6月に転出により1人減、平成30年3月に死亡により1人減）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支給総額 638,000円</li> </ul>	<p>☆支給状況（平成29年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受給権者 0人</li> <li>・支給対象者 0人</li> <li>・支給総額 0円</li> </ul>

# 医療費助成等

## 医療費の助成

(平成29年度)

制度別	種 別	対象者	助 成 費
		人	円
県制度	乳幼児福祉医療費助成事業	6,923	194,376,823
	重度心身障害者(児)福祉医療費助成事業	850	164,448,739
	老人福祉医療費助成事業	181	7,932,882
	母子家庭福祉医療費助成事業	2,465	78,822,199
	父子家庭福祉医療費助成事業	154	4,901,691
	ひとり暮らし寡婦福祉医療費助成事業	28	4,473,917
	ひとり暮らし高齢寡婦福祉医療費助成事業	28	1,604,936
	重度心身障害老人等福祉助成費助成事業	908	86,246,302
	精神障害者精神科通院医療費助成事業	383	10,260,761
	精神障害老人精神科通院医療費助成事業	38	844,407
市制度	乳幼児福祉医療費助成事業	-	-5,912
	重度心身障害者(児)福祉医療費助成事業	(71)	257,026
	母子家庭福祉医療費助成事業	(1,370)	2,954,238
	父子家庭福祉医療費助成事業	(134)	258,413
	心身障害者(児)福祉医療費助成事業	239	44,574,049
	老人福祉医療費助成事業	72	5,232,806
	重度心身障害老人等福祉助成費助成事業	344	33,516,746
	子ども医療費助成事業(入院 小中学生)	162	6,678,463
合 計	12,775	647,378,486	

対象者数は平成30年3月末現在(子ども医療費助成事業は平成29年度中の申請件数)

助成費は平成29年度中の実績

市制度の乳幼児福祉医療費助成事業には、県制度の一部自己負担金の無料化分を含む。

市制度の重度心身障害者(児)福祉医療費助成事業、母子家庭福祉医療費助成事業、および父子家庭福祉医療費助成事業は、県制度の一部負担金を補填するための制度であり、対象者数は、県制度の内数。

## 児童手当の支払状況

(平成29年度)

### (1) 児童手当

#### ① 3歳未満

区 分	受給対象児童数(延べ)	支 払 額
	人	円
被 用 者	27,898	418,470,000
非 被 用 者	4,192	62,880,000
特 例 給 付	687	3,435,000
合 計	32,777	484,785,000

② 3歳以上～小学校修了前

区 分	受給対象児童数 (延べ)	支 払 額
被 用 者	89,292 人	945,405,000 円
非 被 用 者	16,115	172,015,000
特 例 給 付	5,821	29,105,000
合 計	111,228	1,146,525,000

③中学生

区 分	受給対象児童数 (延べ)	支 払 額
	33,559 人	335,590,000 円
特 例 給 付	3,464	17,320,000
合 計	37,023	352,910,000

④施設・里親

区 分	受給対象児童数 (延べ)	支 払 額
3歳未満	6 人	90,000 円
3歳以上～小学校修了前	64	640,000
中学生	136	1,360,000
合 計	206	2,090,000

# 人権施策の推進

「彦根市人権尊重都市宣言」の精神と「人権が尊重されるまち彦根をつくる条例」の趣旨にのっとり、部落差別や女性、子ども、高齢者、障害者、外国人等に対するあらゆる差別をなくし、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るとともに、人権擁護に努め、人権が尊重されるまちづくりの実現に向けて、「彦根市人権施策基本方針」に基づき、総合的に人権施策を推進する。

## 1 人権擁護・人権啓発の主要な取組

### (1) 人権擁護活動に関すること

ア 人権擁護委員の推薦および法務局等の人権擁護に係る関係機関との連絡調整や人権擁護推進員との合同研修会の開催、人権問題にかかる各種大会や研究会への参加

イ 人権擁護委員による人権相談窓口の開設（毎月第1・第3水曜日）

### (2) 人権尊重のまちづくりに関すること

「彦根市人権尊重都市宣言」の精神と「人権が尊重されるまち彦根をつくる条例」の趣旨にのっとり、あらゆる差別をなくし、市民一人ひとりの参加によって人権が尊重され、誰もが自分らしく輝きながら、夢や希望をもって安心して暮らすことのできるまちの実現を図るため、平成21年4月に策定した「彦根市人権施策基本方針」に基づき、総合的に人権施策を推進した。

### (3) 市民啓発に関すること

ア 人権のまちづくりフェスタ2017

趣 旨 人権尊重のまちづくりの実現に向け、広く市民を対象に、現代社会において存在している様々な人権課題について学習と体験を行うことができる場として開催した。

開 催 日 平成29年9月30日（土）

開催場所 ひこね市文化プラザ グランドホール、屋外円形広場

内 容 【午前】

講演 「出会いと表現 ～あることをないことにしない～」

講師 大湾 昇 さん

【午後】

講演&対談 「ひとりぼっちのないまちづくり ～子どもの人権を考える～」

講師 幸重 忠孝 さん 対談ゲスト 岡本 工介さん

講演のほか、より広い層からの自主的な参加を促進していくために、親子連れで参加できるような体験コーナーや飲食ブース、アトラクション、キッズスペースなどを設けた。また、人権啓発や福祉の推進に取り組む各種団体の活動発表と交流の場とした。

本年度は、初めての市単独主催であったが、1,000人を超える参加者があった。

参加者数 1,500人

イ 人権啓発物品の作成・配布

人権週間街頭啓発、人権のまちづくりフェスタ、研修会等で配布

### (4) 地域啓発に関すること

ア 彦根市人権教育推進協議会活動

- ・地域における人権啓発活動の促進に向けた交流研修会の開催
- ・各小学校区単位に組織された学区人権教育推進協議会との連絡・調整

イ 学区人権教育推進協議会および自治会の人権啓発活動の推進

- ・市民学習会、人権教育推進員研修会、人権のまちづくり懇談会の開催支援
- ・「人推協だより」の発行
- ・同和問題啓発強調月間における学区内啓発活動の推進

ウ 地域人権啓発リーダーの育成

- ・人権啓発リーダー養成講座（「講師チャレンジ」講座）の開催  
平成 29 年 6 月 14 日～7 月 5 日の期間に全 4 講座 受講者 25 人
- ・人権啓発指導者研究会の開催  
年 2 回開催 第 1 回：平成 29 年 8 月 22 日 出席者 40 人  
第 2 回：平成 30 年 2 月 21 日 出席者 25 人

エ ヒューマンアクターの活動

- ・各学区人権教育推進協議会に対し、人権教育推進員研修会、市民学習会等の開催支援
- ・各自治会単位の人権のまちづくり懇談会開催等の推進と支援
- ・定例会議の開催による情報交換と研修および連絡調整

オ 啓発資料の作成と教材の整備

- ・啓発冊子「ゆきどけ」の作成
- ・「人権のまちづくり懇談会開催のてびき」の作成
- ・人権作品「はーとふるメッセージ」（標語・作文・ポスター）の募集および啓発パネルの作成・貸出
- ・人権啓発視聴覚教材の整備と活用
- ・各種研修会への参加

(5) 企業啓発に関すること

ア 新入社員（1 回）・事業所内公正採用選考・人権啓発担当者（1 回）、視察研修（1 回）、次期「人権啓発担当者」養成講座（1 回）等の人権問題研修を実施し、企業内における様々な人権課題への取組を促進

- ・平成 29 年度実績 研修会開催数 4 回 参加企業（人数） 延べ 61 社・102 人

イ 7 月の「なくそう就職差別 企業内公正採用選考・人権啓発推進月間」を中心に、「推進班」を編成、企業への啓発訪問を実施

- ・年間訪問、啓発リーフレットの配布
- ・平成 29 年度実績 人権啓発担当者設置企業数 205 社（対象企業数 252 社）  
啓発訪問企業数 251 社

ウ 啓発リーフレット「Be Happy」VOL.10 の作成・配布

- ・作成部数 28,000 部
- ・企業への啓発訪問実施の際に、企業の従業員人数分を配布

エ 企業内研修への教材貸出・講師派遣

- ・平成 29 年度実績 講師派遣回数 30 回 教材貸出件数 54 件

オ 滋賀人権啓発企業連絡会彦根ブロック、彦根愛知犬上職業対策連絡協議会等との連携を図り、企業内人権教育の推進・活動を支援

## 2 彦根市地域総合センターの概要

### (1) 人権・福祉交流会館の概要

所在地	彦根市犬方町 848 番地 1
設置年月日	昭和 42 年 1 月 12 日 (昭和 46 年現在地に移転)
改築年月日	平成 18 年 5 月 10 日
規模・構造	鉄筋コンクリート造 2 階建
敷地面積	3,718.4 m <sup>2</sup>
建物延床面積	932.4 m <sup>2</sup> [1F 523.9 m <sup>2</sup> ・2F 408.5 m <sup>2</sup> ] (教育集会所部分含む。)
愛称	WAっとねす春日 (わっとねすかすが)

#### 広野教育集会所

所在地	彦根市犬方町 848 番地 1
事業開始	昭和 50 年 4 月 1 日 (人権・福祉交流会館の一部として改築)

## 多文化共生社会の推進

外国人住民は、市人口の約 2%を占め、また、定住志向も高まっている。互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員としてともに生きていく、多文化共生社会の実現に向けたまちづくりを進める。

### 1 平成 29 年度主要事業

#### (1) 国際交流員の招致

JETプログラム(語学指導等を行う外国青年招致事業)により、国際交流員(1人)をブラジルから招致し、「多文化交流教室」「多国籍料理教室」等を開催した。市民に外国の文化・歴史・習慣等を紹介することで、国際理解を深め、地域レベルでの多文化共生社会への意識付けを推進した。

#### (2) 国際理解の推進(湖東定住自立圏事業)

国際的な視野および感覚を持った人材を育成するとともに、多文化共生社会を実現するため、事業委託により、小中高等学校を中心に出席講座を行った。

出席講座数 17

#### (3) 多文化共生の促進

地域を構成する一員である外国人住民と日本人がともに暮らしやすいまちを目指し、通訳の配置、情報提供および外国人児童・生徒への支援を行った。

##### ア 市役所窓口への通訳配置

- ・ポルトガル語主任通訳 1人
- ・ポルトガル語通訳 1人
- ・英語通訳 1人
- ・中国語通訳 1人(火曜日・金曜日のみ)

#### イ 情報提供

- ・多言語版「広報ひこね」発行 毎月1回  
(英語 300部 ポルトガル語 290部 中国語 220部)
- ・彦根市生活ガイド発行 年1回  
(英語 300部 ポルトガル語 250部 中国語 200部 やさしい日本語 200部)

#### ウ 子ども多文化クラブの開催

長期休暇中における外国人児童・生徒の孤立を防ぐため、学校および学年を越えてネットワークづくりができる場として夏休みおよび冬休みの期間中に開催した。

開催日数5日(夏4日、冬1日) 参加者26人(夏21人、冬17人)

## 2 市民参加の国際交流の推進

市民会館にある「国際交流サロン」は、外国人住民と日本人住民とが気軽に交流できる場として、また、市民団体の活動拠点、外国人住民の相談の場としても、広く活用されている。

更に国際交流や多文化共生に係る情報発信に努め、市民の国際理解を推進し、多文化共生社会の実現を図っていく。

# 生活環境

## 1. 交通安全対策

### (1) 交通災害共済加入状況

交通災害共済は、県民一人ひとりが掛金を出し合い、交通事故にあった人に見舞金を贈り救済する県下19市町で構成している共済制度です。

年度	加入者数	加入率	共済掛金額
平成25年度	17,652	15.6	8,826,000
平成26年度	16,610	14.6	8,305,000
平成27年度	16,100	14.2	8,050,000
平成28年度	15,227	13.4	7,613,500
平成29年度	13,212	11.7	6,606,000

### (2) 交通災害見舞金支給状況

年度	件数	金額	備考
平成25年度	221	9,600,000	
平成26年度	200	7,765,000	
平成27年度	183	9,465,000	内死亡3件
平成28年度	161	6,355,000	
平成29年度	136	4,970,000	

## 2. 公害対策

### (1) 公害苦情受付件数 (平成29年度)

(件)

区分	件数	処理状況		
		解決	指導中	調査中
振動	0	0		
水質汚濁	16	16		
騒音	8	8		
大気汚染	1	1		
悪臭	23	22		1
その他	5	4	1	
計	53	51	1	1

ごみの野焼きや隣近所の騒音など、近隣公害といわれる苦情が多く寄せられています。自身の生活と環境との関わりについても今一度見直す必要があります。



## (2) 公害・環境の現状（行政の取組）

### ① 工場パトロール

工場、事業場へのパトロールの実施によって、公害防止施設の稼働状況の確認、処理施設の改善指導と管理状況の確認を行い、必要に応じて排水、騒音などの検査、測定も併せて実施しています。

### ② 公害苦情処理

市民の方々から寄せられる公害等に関する苦情を処理しています。当課のみで処理できないものは、必要に応じて他課や県の関係機関へ連絡し、連携して処理しています。

### ③ 公害防止および環境保全に関する協定

市内の大規模工場や新しく設置される工場に対して、法律や条例に基づく規制を補完しながら、地域の実情に即した公害の未然防止を図るために、彦根市環境基本条例第21条第1項の規定に基づき公害防止および環境保全に関する協定を結んでいます。市外にある工場で排水が市内に流入する工場についても、同様の趣旨から協定を結んでいるほか、既に協定を結んでいる工場についても、内容の充実を図るため、適宜見直し作業を進めています。（平成29年度末締結事業所数 41社）

### ④ 環境調査

#### (1) 河川水質汚染

市内12河川（犬上川、芹川など）の15地点を定点として、pH、BOD、COD、大腸菌群数などの一般項目および鉛、砒素などの有害物質について、河川水を分析しています。その他の中小河川や堀などについても、適宜水質検査を実施しています。

#### (2) 土壌底質検査

市内の田畑などの土壌や有害物質使用工場下流の河川底質中の重金属類について、毎年1回実施しています。

#### (3) 大気汚染調査

浮遊粒子状物質について、1地点で定点調査を実施しています。

#### (4) 騒音・振動調査

市内を縦断する名神高速道路や国道8号線、市内主要道路・鉄道などで、必要に応じて騒音・振動調査を実施しています。また、生活環境における騒音の実態を把握するための調査も実施しています。

#### (5) 環境保全意識の高揚

工場等の事業者や市民に対して、環境保全意識の高揚を図るために、ホームページや広報、環境イベント等を通じて情報を発信しています。

## 3. 自然保護対策について

### (1) 自然観察会

彦根市内に残る身近な自然に目を向け、自然と人間との関わりについて理解を深めることで自然環境の保護保全につなげるため、季節に応じた自然観察会を実施しています。

## (2) 特定外来生物および指定外来種捕獲

アライグマは特定外来生物、ハクビシンは滋賀県指定外来種に指定されており、生態系の保全を目的として、それぞれ環境省・農林水産省と滋賀県から許可を得て捕獲しています。

年 度	アライグマ		ハクビシン	
	受付件数	捕獲頭数 (カッコ内は委託分)	受付件数	捕獲頭数 (カッコ内は委託分)
平成25年度	18	4	15	9
平成26年度	8	4 (4)	17	9 (2)
平成27年度	9	7 (1)	14	7 (1)
平成28年度	23	6 (5)	14	9 (3)
平成29年度	23	17 (6)	22	21 (12)

※委託による捕獲は平成26年度から開始

## 4. 環境保全対策について

- (1) 彦根市環境基本条例に基づき「彦根市環境基本計画および地域行動計画」を策定し、本計画に基づいて、各主体の協力・協働のもと、良好な環境の保全と創出を進めています。
- (2) 各家庭から排出される生活排水対策を総合的に進めるため、生活排水対策推進計画を策定し、地域の生活排水調査や啓発を推進する環境保全指導員の養成を行っています。

## 5. 低炭素社会構築について

地球温暖化問題の深刻化に対応するため平成20年7月7日に宣言した「低炭素社会構築都市宣言」を基に施策を展開しています。

- (1) 省エネルギーを促進するため、緑のカーテンの実施を呼びかけ、栽培のための講習会やコンテストを湖東定住自立圏内4町と共同で実施しています。

### 緑のカーテン栽培講習会

	講習会開催数	延べ参加者数
平成25年度	3	78
平成26年度	4	68
平成27年度	4	61
平成28年度	4	70
平成29年度	4	61

### 緑のカーテンコンテスト

	エントリー数	家庭部門	店舗・事業所部門	公共施設部門
平成25年度	109	77	13	19
平成26年度	38	17	6	15
平成27年度	21	6	5	10
平成28年度	22	6	5	11
平成29年度	21	6	6	9

※家庭部門…主に個人住宅を対象、店舗・事業所部門…主に商店など事業所を対象  
 公共施設部門…主にコミュニティセンターや教育施設を対象  
 ※平成 26 年度からは事前エントリー方式をやめ、直接応募で実施。平成 26 年度からは、応募数。

(2) 環境についての周知・啓発を行うと同時に、環境に関わる人材を育成するため、学校や放課後児童クラブ、自治会などへ出向いて行う環境学習出前講座や、小学 6 年生を対象としたキッズ ISO を実施しています。

年 度	環境学習出前講座		キッズ ISO	
	実施回数	参加者数	実施校数	参加者数
平成26年度	14	632	3	477
平成27年度	43	2,485	2	114
平成28年度	55	3,137	1	360
平成29年度	41	1,734	1	444

## 6. 生活排水対策（合併処理浄化槽）について

生活排水対策の一つとして、公共下水道の整備が 7 年以上見込まれない区域において浄化槽の設置を促進するため、補助を行っています。

補助内容

5人槽－33万円、7人槽－41.1万円、10人槽－51.9万円

年 度	受付件数	内補助件数
平成25年度	128	30
平成26年度	102	33
平成27年度	43	19
平成28年度	66	20
平成29年度	48	21

## 7. し尿収集事業について（平成 29 年度）

市内のくみ取り式便所のし尿収集を一般財団法人彦根市事業公社に委託し、公衆衛生・生活環境の保全を図っています。

区 分	調定件数	くみ取り延べ人数 または量	し尿処理手数料 (現年調定額)	し尿処理手数料 (収納額)	し尿処理手数料 (収納率)
定額制	4,657 件	19,528 人	9,940,870 円	9,476,910 円	95.33%
従量制	7,804 件	4,134,170 ㍓	43,262,380 円	41,629,420 円	96.22%
計	12,461 件	—	53,203,250 円	51,106,330 円	96.06%

## 8. 2R（リデュース：発生抑制、リサイクル：再資源化）の推進事業について

- (1) 自治会、子ども会など地域団体が行った紙類、繊維類の資源回収に対して奨励金を交付し、資源の再生利用の推進およびリサイクル意識の高揚を図っています。

年 度	延べ団体数	回収量（k g）	奨励金交付額（円）
平成25年度	806	2,752,964	5,505,928
平成26年度	773	2,595,141	5,190,282
平成27年度	749	2,383,486	4,766,972
平成28年度	714	2,209,832	4,419,664
平成29年度	723	2,013,479	4,026,958

- (2) 生ごみ処理機の購入者に対して補助金を交付し、自家処理を推進しています。

年 度	受付件数	補助金交付額（円）	補助率	補助限度額（円）
平成25年度	19	282,400	1/3	15,000
平成26年度	29	424,400	1/3	15,000
平成27年度	21	303,200	1/3	15,000
平成28年度	15	215,600	1/3	15,000
平成29年度	15	214,400	1/3	15,000

- (3) 市民団体の協力で微生物を活用した簡易生ごみ処理の普及を図っています。

年 度	団体数	会員数
平成25年度	3	195
平成26年度	4	137
平成27年度	6	160
平成28年度	6	230
平成29年度	6	254

## 9. 消費生活相談

消費生活相談は、市民の消費生活に関するトラブルなどに対応するため、専門資格を有する消費生活相談員による窓口を開設し、問題の解決に当たっています。

### 消費生活相談受付件数

年 度	受付件数	内苦情件数	内多重債務相談件数
平成25年度	640	600	37
平成26年度	574	560	34
平成27年度	543	531	17
平成28年度	416	400	12
平成29年度	579	544	10

10. 犬の登録、狂犬病予防注射実施状況 (平成29年度)

(単位: 件)

場所	登録頭数			死亡および抑留頭数		注射頭数		
	各地区会場	生活環境課 (稲枝支所)	獣医師	計	死亡	抑留数	集合	個別
件数	13	69	211	293	256	13	633	3,078

# 清 掃

## 1 ご み

一般廃棄物処理実施計画（ごみ）

平成 30 年 4 月 1 日

1 排出の見込み量	34,417 トン
(1) 資源	2,806 トン
ア 缶・金属類	231 トン
イ びん類	878 トン
ウ ペットボトル	209 トン
エ 容器包装プラスチック	908 トン
オ 廃食用油	12 トン
カ 使用済乾電池	24 トン
キ 古紙・衣類	539 トン
ク 使用済蛍光管等	5 トン
(2) 可燃ごみ	28,495 トン
ア 燃やすごみ	27,621 トン
イ 草・木	874 トン
(3) 粗大ごみ	1,894 トン
ア 粗大ごみ	1,719 トン
イ 小型家電	175 トン
(4) 埋立ごみ	1,222 トン

## 2 処理主体

種 類	処理区分	処 理 主 体		
		収集および運搬	処 分	
			中間処理	最終処分
資 源	缶・金属類	選別・圧縮	彦根市	再資源化事業者 指定法人 日本容器包装リサイクル協会
	びん類	色選別		
	ペットボトル	圧縮・梱包		
	容器包装プラスチック	圧縮・梱包	彦根市・委託業者	
	廃食用油	再資源化	彦根市・委託業者	再資源化事業者
	使用済乾電池	再資源化	彦根市・委託業者	
	古紙・衣類	再資源化	委託業者	
	使用済蛍光管等	再資源化	彦根市	
可 燃	燃やすごみ	焼 却	彦根市	大阪湾広域臨海環境整備センター 民間事業者
		再資源化	許可業者	再資源化事業者
	草・木	再資源化	許可業者	
埋立ごみ	埋立て	彦根市・委託業者	民間事業者	民間事業者
粗 大	粗大ごみ	破 砕	彦根市	民間事業者 大阪湾広域臨海環境整備センター
		再資源化		再資源化事業者
	小型家電	彦根市・認定事業者	認定事業者	
特定家庭用機器	再資源化	彦根市・家電販売店	製造業者等	
指定再資源化製品	再資源化	郵便局		

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可業者

(有)平和産業 (有)キタセイ 喜多嘉和(株) (有)光田産業 (株)コテラ (株)杉本商事 (株)石田産業 真木

産業 愛知美掃社 安田産業(株) (株)美濃ラボ 中部メディカル(有) 近畿環境保全(株) 湖北総合開発(株)  
 (有)伊藤金属 (株)エコプラン 内田商店 (有)マサル (株)成功産業 クリーンワーク(株) ビューティ・サ  
 ポート(株) 清美SAIGO (株)大栄工業 (株)木下カンセー (株)中澤商事 (株)スリーケー 丈工業 三  
 重中央開発(株) (有)木村美装 中央環境サービス(株) (有)ビッグ管財 愛美装(株) オランジュ合同会社  
 リ・ソート(株) 土田建材(株)

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可業者  
 湖北総合開発(株) (株)成功産業 (株)環境事業公社

### 3 収集および運搬計画

#### (1) 収集および運搬する廃棄物の量

種 類	収集および運搬主体			
	彦根市直営収集分	委託業者収集分	許可業者収集分	
資源	缶・金属類	－ トン	226 トン	－ トン
	びん類	－ トン	755 トン	－ トン
	ペットボトル	－ トン	207 トン	－ トン
	容器包装プラスチック	562 トン	346 トン	－ トン
	廃食用油	－ トン	12 トン	－ トン
	使用済乾電池	13 トン	7 トン	－ トン
	古紙・衣類	－ トン	326 トン	－ トン
	使用済蛍光管	5 トン	－ トン	－ トン
可燃	燃やすごみ	10,733 トン	8,054 トン	7,030 トン
	草・木	－ トン	－ トン	－ トン
粗大	粗大ごみ	120 トン	－ トン	48 トン
	小型家電	12 トン	－ トン	－ トン
埋立ごみ	544 トン	435 トン	－ トン	

#### (2) 収集区域の範囲 彦根市全域

#### (3) 収集方法等

##### ● 定位置収集

##### ① 資源

(ア) 缶・金属類	月2回(委託業者)	専用コンテナを使用
(イ) びん類	月2回(委託業者)	専用コンテナを使用
(ウ) ペットボトル	随時(委託業者)	回収ボックスを使用
(エ) 容器包装プラスチック	週1回(市直営・委託業者)	指定袋を使用
(オ) 廃食用油	随時(委託業者)	回収ボックスを使用
(カ) 使用済乾電池	月1回(市直営・委託業者)	
(キ) 古紙・衣類	月1回または月2回(委託業者)	
(ク) 使用済蛍光管等	随時(市直営)	回収ボックスを使用

- ② 燃やすごみ 週2回(市直営・委託業者) 指定専用袋を使用
- ③ 粗大ごみ 週1回(市直営) 戸別収集
- ④ 埋立ごみ 月1回(市直営・委託業者) 指定専用袋を使用
- ⑤ 特定家庭用機器 随時(市直営・家電販売店)
- ⑥ 事業系一般廃棄物等

自ら処理できない場合は、①(ア)(イ)、②、③の廃棄物の区分により、市の許可した業者にその処理を委託するか、または市長の指示に従い、その処理をしなければならない。

##### ⑦ 事業活動以外から生じた多量の一般廃棄物

事業活動以外から生じた多量の一般廃棄物の処分をする場合は、市の許可した業者にその処理を委託することができる。

## (4) 収集および運搬する廃棄物の搬入先別の内訳量

種 類	搬 入 先	搬 入 量			
		市直営収集分	委託業者収集分	許可業者収集分	
資 源	缶・金属類	彦根市清掃センター	－ トン	226 トン	－ トン
	びん類	彦根市清掃センター	－ トン	755 トン	－ トン
	ペットボトル	彦根市清掃センター	－ トン	207 トン	－ トン
	容器包装プラスチック	彦根市清掃センター	562 トン	346 トン	－ トン
	廃食用油	再資源化事業者	－ トン	12 トン	－ トン
	使用済乾電池	彦根市清掃センター	13 トン	7 トン	－ トン
	古紙・衣類	再資源化事業者	－ トン	326 トン	－ トン
	使用済蛍光管等	彦根市清掃センター	5 トン	－ トン	－ トン
可 燃	燃やすごみ	彦根市清掃センター	10,733 トン	8,054 トン	6,497 トン
		民間事業者	－ トン	－ トン	533 トン
	草・木	再資源化事業者	－ トン	－ トン	－ トン
粗大ごみ	彦根市清掃センター	120 トン	－ トン	48 トン	
埋立ごみ	民間事業者	544 トン	435 トン	－ トン	

## 4 中間処理計画

## (1) 処理施設の概要

施 設 名	所 在 地	型 式	処 理 能 力	
彦根市ごみ焼却場	彦根市野瀬町 279 番地 1	機械化バッチ	1 日	90 トン
彦根市プラスチックごみ減容装置	彦根市開出今町 1330 番地	熱風溶融固化	5 時間	7.5 トン
彦根市プラスチック資源化施設	彦根市野瀬町 279 番地 1	選別圧縮梱包	5 時間	4.9 トン
彦根市粗大ごみ処理場	彦根市野瀬町 279 番地 1	圧縮 2 次せん断	5 時間	50 トン
彦根市缶選別圧縮装置	彦根市野瀬町 279 番地 1	選別圧縮	1 日	4.9 トン
彦根市びん選別作業所	彦根市野瀬町 279 番地 1	手選別	－	
彦根市ペットボトル圧縮梱包装置	彦根市野瀬町 279 番地 1	選別圧縮梱包	1 日	1 トン

## (2) 搬入される廃棄物の搬入者別内訳量

搬 入 施 設	搬 入 者	搬 入 量
彦 根 市 ご み 焼 却 場	彦根市直営収集分	10,733 トン
	委託業者収集分	8,054 トン
	許可業者収集分	6,497 トン
	直接搬入分	1,804 トン
彦根市プラスチックごみ減容装置	彦根市直営収集分	－ トン
	委託業者収集分	－ トン
	許可業者収集分	－ トン
	直接搬入分	－ トン
彦根市プラスチック資源化施設	彦根市直営収集分	562 トン
	委託業者収集分	346 トン
	許可業者収集分	－ トン
	直接搬入分	0 トン
彦 根 市 粗 大 ご み 処 理 場	彦根市直営収集分	120 トン
	許可業者収集分	48 トン
	直接搬入分	1,551 トン
彦根市 缶選別圧縮装置	委託業者収集分	226 トン
	許可業者収集分	－ トン
	直接搬入分	5 トン



彦根市 びん選別作業所	委託業者収集分	755 トン
	許可業者収集分	－ トン
	直接搬入分	123 トン
彦根市 ペットボトル圧縮梱包装置	委託業者収集分	207 トン
	許可業者収集分	－ トン
	直接搬入分	2 トン

(3) 残りかすの量および処分方法

残りかすの量	処分方法	処分地
3,681 トン	埋立て	大阪湾広域臨海環境整備センター
97 トン	焼成	民間事業者

## 5 排出抑制および再資源化の方法

- (1) ごみの減量化や資源化、再利用への啓発活動を推進する。
- (2) 事業系一般廃棄物の適正排出の啓発活動を推進する。
- (3) 搬入物の展開検査や身分証明書の確認により、越境ごみへの対策を実施する。
- (4) 自治会、婦人会、子ども会等各種団体による紙類、繊維類の資源回収に対し奨励金を交付し、リサイクル運動を推進する。
- (5) 生ごみ処理機の購入者に対して補助金を交付し、自家処理を推進する。
- (6) 微生物を活用した簡易生ごみ処理法を市民団体との共同で普及を図る。
- (7) ごみの分別により資源化（びん類、缶・金属類、ペットボトル、容器包装プラスチック、廃食用油、古紙・衣類、使用済乾電池、使用済蛍光管等）を図る。
- (8) 粗大ごみは、処理施設において破碎後、金属部を回収し、資源化を図る。
- (9) 廃食用油は、バイオディーゼル燃料に加工後、ごみ収集車に使用して環境負荷への軽減を図る。
- (10) 草や剪定枝等の処分を委託し、ごみの減量および資源化を図る。
- (11) 焼却灰の一部について、処分を委託し、最終処分量の削減および資源化を図る。
- (12) 家庭用の使用済蛍光管の拠点回収を実施し、リサイクルの推進を図る。
- (13) 古紙等のスーパーマーケット等での回収（店舗回収）の利用促進を図る。
- (14) 紙ごみのリサイクルに係る情報を提供し、リサイクルの推進を図る。
- (15) 食品ロスに関する情報を提供し、食品ロス削減を図る。

## 6 最終処分計画

### 埋立て

ア 彦根愛知犬上広域行政組合「一般廃棄物処理基本計画」による。

イ 大阪湾広域臨海環境整備センターへ搬入

## 2 ごみ処理状況

(単位：t)

種類	年度		25	26	27	28	29
	可燃	燃 や す ご み	直営・委託収集量	20,285	20,012	19,511	19,101
許可業者搬入量 一般搬入量			14,255	14,167	10,649	8,995	8,751
小 計		34,540	34,179	30,160	28,096	27,684	
資源	容器包装プラスチック	直営・委託収集量 一般搬入量	1,358	1,242	1,181	1,080	1,066
	びん・缶・金属類	委託収集量 一般搬入量	1,193	1,140	1,167	1,176	1,147
	ペットボトル・廃食用油	委託収集量 一般搬入量	289	223	215	255	224
	使用済み乾電池	直営・委託収集量 一般搬入量	29	28	26	24	24
	古紙・衣類	委託収集量 一般搬入量	600	558	546	509	523
		集団回収量	2,753	2,595	2,383	2,210	2,013
	使用済み蛍光管	直営収集量 一般搬入量	0	0	1	2	3
	草・木	一般搬入量	0	0	689	850	763
小 計		6,222	5,786	6,208	6,106	5,763	
粗大	粗 大 ご み	直営収集量 許可業者搬入量 一般搬入量	2,537	1,310	1,406	1,246	1,383
		直営収集量 一般搬入量	0	86	100	125	147
埋立	埋 立 ご み	直営・委託収集量	1,069	1,013	1,017	947	983
		一般搬入量	1,389	794	1,000	356	250
合 計			45,757	43,168	39,891	36,876	36,210

## 3 し尿処理状況

(単位：k l)

	生 し 尿	浄化槽汚泥	総処理量	1日平均
23年度	9,520	19,738	29,258	79.94
24年度	8,752	18,448	27,200	74.52
25年度	8,145	18,910	27,055	74.12
26年度	7,662	17,719	25,381	69.54
27年度	7,418	17,561	24,979	68.25
28年度	6,951	16,488	23,439	64.22
29年度	6,543	15,618	22,161	60.72

#### 4 手 数 料

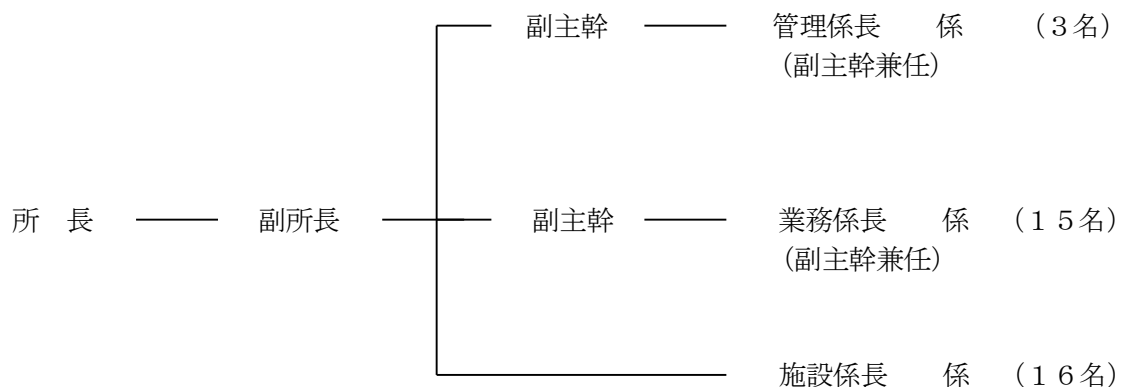
取 扱 区 分			
し	定額制によるもの	(1) 月 1 回の収集の場合	基本料 450 円に、世帯員 1 人につき 380 円の人頭料を加算した額。ただし、1 人世帯の場合は、人頭料を 190 円とする。
		(2) 月 2 回以上の収集を必要とする場合	1 回目は月 1 回の収集の場合と同様とし、2 回目からは 1 回ごとに基本料金 450 円。
		(3) 2 箇月または 3 箇月に 1 回の収集の場合	基本料 450 円に、世帯員 1 人につき 380 円の人頭料（1 人世帯の場合は、190 円の人頭料）に当該月数を乗じた額を加算した額。
		(4) 上記に該当するもののうち特別に収集を必要とする場合	1 回につき基本料 450 円。
尿	従量制によるもの	(1) 不特定多数の人の出入りする事務所および定額制によりがたいもの。	基本料 450 円に、1 リットルにつき 9 円の割合で算定した額を加算した額。
		(2) 臨時に収集を必要とするもの。	基本料 850 円に、1 リットルにつき 9 円の割合で算定した額を加算した額。

取 扱 区 分			
ごみ	事業活動に伴って生じた一般廃棄物	燃やすごみを収集し、および運搬して処分する場合	1 袋につき 10 キログラムまでごとに 300 円
		搬入された燃やすごみを処分する場合	20 キログラムまでごとに 340 円
		搬入された粗大ごみ（特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器および資源の有効な利用の促進に関する法律に規定する指定再資源化製品を除く。以下この表において同じ。）を処分する場合	20 キログラムまでごとに 440 円
	許可業者が搬入する事業活動以外から生じた多量の一般廃棄物	搬入された燃やすごみを処分する場合	20 キログラムまでごとに 340 円
		搬入された粗大ごみを処分する場合	20 キログラムまでごとに 440 円
		搬入された容器包装プラスチックを処分する場合	20 キログラムまでごとに 560 円
		市長が指定する投棄場に搬入された埋立てごみを処分する場合	彦根愛知犬上広域行政組合投棄場の設置および管理に関する条例（平成 12 年彦根愛知犬上広域行政組合条例第 32 号）による。

事業活動以外から生じた 一般廃棄物	搬入された燃やすごみを処分する場合（40キログラムを超える場合に限る。）	40キログラムを超える重量 20キログラムまでごとに 220円		
	搬入された粗大ごみ（電源コンセントにつながる家庭用電化製品のうち最も長い1辺の長さが1メートル未満のもの（市長が別に定めるものを除く。）を除く。）を処分する場合	100円。ただし、40キログラムを超える場合は、当該40キログラムを超える重量20キログラムまでごとに400円を加算する。		
	搬入された容器包装プラスチックを処理する場合（20キログラムを超える場合に限る。）	20キログラムを超える重量 20キログラムまでごとに 560円		
	市長が指定する投棄場に搬入された埋立てごみを処分する場合	彦根愛知犬上広域行政組合投棄場の設置および管理に関する条例による。		
	粗大ごみを収集し、および運搬して処分する場合	小物類を45リットル以下のビニール袋に収納した場合	1袋につき	400円
		最も長い一辺の長さが0.5メートル未満のもの	1点につき	400円
		最も長い一辺の長さが0.5メートル以上1.0メートル未満のもの	1点につき	600円
		最も長い一辺の長さが1.0メートル以上1.5メートル未満のもの	1点につき	900円
		最も長い一辺の長さが1.5メートル以上2.0メートル未満のもの	1点につき	1,200円
		最も長い一辺の長さが2.0メートル以上のもの	1点につき	1,500円
電源コンセントにつながる家庭用電化製品のうち最も長い1辺の長さが1メートル未満のもの（市長が別に定めるものを除く。）		5点までごとに につき400円。ただし、上記のいずれかの区分に該当する粗大ごみと併せて収集して処分する場合は、徴収しない。		
特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器	収集し、および運搬する場合	洗濯機および衣類乾燥機	1点につき 1,800円	
		テレビ	1点につき 2,100円	
		エアコンディショナー（屋外機を含む。）	1点につき 3,000円	
		冷蔵庫および冷凍庫	1点につき 3,400円	

# 清掃センター

## 1. 機 構



(計36名)

## 2. 衛生処理場

所在地 彦根市開出今町1330番地

敷地 12,467 m<sup>2</sup>

建築面積 1,214.195 m<sup>2</sup>

水槽面積 1,684.480 m<sup>2</sup>

### 施設概要

ア 処理方式 好気性消化・活性汚泥法処理方式(循環式)

#### 処理工程

- 前処理設備 ..... 細目ドラムスクリーン+スクリュウプレス→挟雑物の焼却
- 主処理設備 ..... 無希釈消化槽+活性汚泥槽+沈でん槽
- 高度処理設備 ..... 脱りんおよび加圧浮上処理  
オゾン接触式脱色処理  
上向流式砂ろ過処理
- 資源化設備 ..... 多重円盤型直接脱水機(造粒濃縮設備)
- 脱臭設備
  - 高濃度脱臭塔 ..... 薬液洗浄(3塔)+活性炭吸着
  - 低濃度脱臭塔 ..... 水洗脱臭
  - ばっ気槽排気 ..... 水洗脱臭

イ 処理能力 156KL/日

#### 放流水質

- BOD 10mg/L以下
- SS 5mg/L以下
- pH 6.0~8.5
- 色度 20度以下
- 透視度 100cm以上
- 全窒素 10mg/L以下
- 全りん 1mg/L以下

竣工年月日 昭和53年 3月31日(総工費 1,060,000,000円)

平成12年11月30日(汚泥再生処理センター整備改良事業  
754,016,550円)

### 施設のあらまし

放流水による琵琶湖富栄養化防止のための水質改良、臭気防止等の問題点に対処するため、処理場の改良計画を京都大学の岩井衛生工学研究室にお願いし、施設改善とあわせ脱臭、脱窒素、脱りん、脱色の総合三次処理施設を設置した。平成11・12年度において浄化槽汚泥対策と施設の老朽化対策により施設改良を実施した。

## 3. ごみ焼却場

所在地 彦根市野瀬町279番地1

敷地 14,440 m<sup>2</sup>

建築面積 1,699.078 m<sup>2</sup>

### 施設概要

- 焼却能力 90トン/8時間 (30トン/8時間×3基)
- 焼却炉 機械化バッチ燃焼式焼却炉
- 給塵方式 ピット&クレーン方式
- 集塵方式 バグフィルター
- 塩化水素・ダイオキシン類除去方式  
消石灰・活性炭噴霧装置

竣工年月日 昭和52年3月9日 (排ガス高度処理施設改良事業 平成13年3月15日)

総工費 755,800,000円 (焼却炉、敷地、事務所含む)  
(排ガス高度処理施設改良事業 3,749,550,000円)

### 施設のあらまし

産業活動の多様化、生活水準の向上に伴い排出されるごみを処理するため、機械化バッチ燃焼式焼却炉3基を運転し、さらに塩化水素除去等公害防止に万全を期している。

パッカー車等の収集専用車による収集および持込みごみを含めて1日平均90トンのごみを焼却処理している。また、平成11・12年度において、ダイオキシン類の排出を削減するため、集塵方式を電気集塵装置からろ過式集塵装置に変更する等の改良工事を実施した。

## 4. 粗大ごみ処理場

所在地 彦根市野瀬町279番地1

建築面積 383 m<sup>2</sup>

### 施設概要

- 処理方式 圧縮二次剪断方式
  - ア 破碎機 (複合切断形)  
一次破碎圧力 200トン 二次破碎圧力 100トン
  - イ 選別装置  
鉄分 (磁選機) アルミ (アルミ選別機) 可燃物、不燃物
  - ウ 集塵機  
テトラサイクロン式
- 処理能力 50トン/5時間

竣工年月日 昭和54年9月14日

総工費 289,052,000円

## 5. プラスチックごみ減容装置

所在地 彦根市開出今町1330番地

建築面積 440.31 m<sup>2</sup>

## 施設概要

○処理方式 熱風溶融化方式  
○処理能力 7.5トン/5時間  
竣工年月日 昭和63年3月25日  
総工費 115,350,000円

## 6. 缶選別圧縮装置

所在地 彦根市野瀬町279番地1  
建築面積 64.68㎡

### 施設概要

○磁選機 1台  
○アルミ選別機 1台  
○圧縮装置 2台  
○処理能力 4.9トン/5時間  
竣工年月日 平成9年9月30日  
総工費 39,060,000円

## 7. ペットボトル圧縮梱包機

所在地 彦根市野瀬町279番地1  
建築面積 80.5㎡  
処理能力 1トン/5時間  
竣工年月日 平成13年7月31日  
総工費 27,625,710円